

西宮市高齢者用交通安全杖給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が外出時に交通事故等を未然に防止するための杖をその予算の範囲内において給付する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 高齢者用交通安全杖(以下、「安全杖」という。)の給付を受けることができる者は、本市に住所又は居住地を有している者として住民基本台帳に記録されている65歳以上の者とする。

2 既に安全杖の給付を受けた者については、再給付しない。ただし、給付を受けた者の過失によらない原因により給付された杖が破損し、使用不能となった場合、使用不能となった原因が確認できるときに限り、再給付することができる。

(杖の仕様)

第3条 安全杖は、灰色の反射材によるらせん模様を施した、長さ88センチメートル(長尺)又は78センチメートル(短尺)とし、L字型持ち手及び石突き部分にゴム製の滑り止めを取り付けたものとする。

(給付手続)

第4条 安全杖の給付を受けようとする者は、高齢者用交通安全杖交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、本人の身長等によって長尺又は短尺の杖のいずれかを選択して給付するものとする。

(杖の管理等)

第5条 給付を受けた杖については使用者の責任において管理し、石突き部分に取り付けられた滑り止めの交換等、杖の維持補修は給付を受けた者の負担でなければならない。

2 使用者の身体状況や歩行方法により給付を受けた杖が歩行の妨げとなるような場合は、使用者の責任において使用を控えるなど適切な処置を講じなければならない。

(給付窓口)

第6条 給付は、高齢福祉課、支所(上甲子園市民サービスセンターを含む。)、アクタ西宮ステーション、地域包括支援センター及び高齢者介護支援センターの窓口で行う。

付 則

この要綱は、平成13年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年5月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。